

令和8年度「県外学生と企業の交流機会創出業務委託」プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度県外学生と企業の交流機会創出業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度県外学生と企業の交流機会創出業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託先選定数

1者

2 見積限度額

7,274千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

募集公示	2月18日（水）
質問受付期限	2月26日（木）午後5時
質問に対する回答	3月5日（木）
参加申込書提出期限	3月10日（火）午後5時
提案資格の審査・確認結果通知	3月12日（木）
企画提案書提出期限	3月19日（木）午後5時
プレゼンテーション・審査会	3月30日（月）午後（予定）
審査結果の通知・公表	3月31日（火）（予定）

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手

続開始の申立てがなされていない者であること。

- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 質問方法

別紙様式 1「令和 8 年度県外学生と企業の交流機会創出業務委託に関する質問書」を電子メールにより送付すること。

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

イ 受付期限

令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時（必着）

ウ 提出先

下記「14 担当課（問合せ先）」に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 回答方法

新潟県ホームページにおいて質問と回答のみを掲載する。

※質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加または修正として扱う。

イ 回答日

令和 8 年 3 月 5 日（木）

6 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 別紙様式 2「令和 8 年度県外学生と企業の交流機会創出業務委託プロポーザル参加申込書」

(イ) 県税納税証明書（新潟県に納税義務を有する者。参加申込書提出日から遡って過去 3 か月以内に発行されたものであって、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。）

(ウ) 法人等の概要を説明したパンフレット等

※上記ア～ウは PDF ファイル形式で提出すること。

イ 提出期限

令和 8 年 3 月 10 日（火）午後 5 時（必着）

ウ 提出先

下記「14 担当課（問合せ先）」に同じ

エ 提出方法

電子メール

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年3月12日(木)までに提案資格の確認結果を
書面で通知する。

(3) 参加申込辞退書の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年3月19日(木)午後5時まで
に別紙様式3「令和8年度県外学生と企業の交流機会創出業務委託プロポーザル参加申
込辞退書」を下記「14 担当課(問合せ先)」に提出すること。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式、表紙に社名明記、A4横印刷・左上綴じ)
仕様書を踏まえ、以下項目について作成すること。

- (ア) 事業実施における考え方・コンセプト
- (イ) インターンシップ・仕事体験のオンラインマッチングイベント
 - ・企画構成、内容
 - ・運営方法 等
- (ウ) にいがたUターン就職オンラインセミナー
 - ・企画構成、内容
 - ・運営方法 等
- (エ) 上記(イ)及び(ウ)への参加促進のための取組(自由提案)
 - ・企画概要
 - ・提案の効果、狙い
 - ・運営方法 等
- (オ) 広報計画
 - ・以下の内容を記載すること。

- | |
|--------------------|
| ①各広報施策のターゲット及び訴求導線 |
| ②実施スケジュール |
| ③各広報施策の経費 |

・特設サイトの構成及びデザイン並びに広告用資料のデザイン(チラシ、Web
広報用バナー等、媒体は不問)のイメージを含めること。

- (カ) 業務実施体制・スケジュール
- (キ) 同様の業務の実績

過去に類似の業務の実績がある場合は、主なものの内容及び実績について記載
すること。なお、業務受託による場合は、別紙様式4「業務実績一覧表」に記載す
ること。

イ 見積書(任意様式、総額及び内訳について作成、代表者名明記)

(2) 提出部数

各6部(正本1部、副本5部)

(3) 提出期限

令和8年3月19日(木)午後5時(必着)

(4) 提出先

下記「14 担当課(問合せ先)」に同じ

(5) 提出方法

郵送又は持参

※郵送の場合は、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(6) その他

ア 提案者は1つの提案しか行うことができない。

イ 提出期限以後の書類の差替えや再提出は認めない。

8 審査会の実施

本プロポーザルの審査は、令和8年度県外学生と企業の交流機会創出業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(1) 実施日

令和8年3月30日（月）午後（予定）

(2) 実施方法

オンライン会議システム（Zoom）を使用して行う。提案者が審査委員に対し、自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、審査委員による質疑を10分とする。ただし、審査委員会が、本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で実施する。

なお、一次審査の有無及びプレゼンテーションの時間等の詳細は、参加申込書を提出した者に対し個別に連絡する。

9 審査要領

別紙2「令和8年度県外学生と企業の交流機会創出業務プロポーザル審査基準」に基づき、提出された提案書及びプレゼンテーションの結果を踏まえて審査し、最も優れた提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）と次点の者を決定する。

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに対して文書で通知する。

11 契約の締結

県は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は契約の締結を行わないことがある。また、最優秀提案者と協議が整わない場合、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結に際しては、別紙様式5「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。提出がないときは、契約を締結しない。

12 契約に関する条件等

本業務において個人情報を取り扱う場合には、仕様書別記1「個人情報取扱特記事項」によることとする。また、本業務の実施にあたっては、仕様書別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」に十分配慮すること。

13 その他の留意事項等

- (1) 本業務は令和8年度新潟県予算成立後に実施が確定するので、場合により内容に変更が生じることがある。
- (2) 参加申込書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に要する費用は、提案者が負担する。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出のあった書類は、審査以外には無断で使用しない。また、審査の際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
イ 記載すべき事項の全部または一部を記載せず、または虚偽の記載をし、これを提出した者
ウ 参加資格を満たさなくなった、または参加資格を満たさないことが判明した者
- (6) 契約締結までの間に、県との協議を経て、提案された業務内容に変更が生じる場合がある。

14 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部しごと定住促進課U・Iターン就業促進班 担当：大屋

TEL：025-280-5259

E-mail：ngt050050@pref.niigata.lg.jp